

第3章 公的年金の適用と保険料

1 公的年金の加入者

厚生年金の適用事業所に雇用されている70歳未満の人は厚生年金の被保険者となります。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校教職員は、共済組合の組合員等となります。これらの被用者（雇われている人）は、原則として、厚生年金または共済年金（被用者年金）に加入すると同時に、国民年金の被保険者（第2号被保険者）となります。

被用者年金加入者の配偶者であって、主として被用者年金加入者の収入により生計を維持する20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者（第3号被保険者）となります。

これら以外（自営業者、農林漁業者など）で、20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金の被保険者（第1号被保険者）となります。

職業等		加入制度	保険料
自営業者、農業者、学生等（20歳以上60歳未満で下記以外の人）		国民年金 【第1号被保険者】	15,040円（月額）※毎年度280円（*1）ずつ引き上げられ、最終的に16,900円（*1）で固定。
被用者	厚生年金適用事業所に雇用される70歳未満の人（会社員等）	国民年金 【第2号被保険者】 * 2	厚生年金 月収の17.120%（労使折半。本人負担は月収の8.560%） * 3
	公務員 私立学校教職員	国民年金 【第2号被保険者】 * 2	共済年金 公務員共済 月収の 16.570% * 3 私学共済 月収の 13.646% * 3 (労使折半)
専業主婦等（被用者の配偶者であって主として被用者の収入により生計を維持する人）		国民年金 【第3号被保険者】	保険料負担の必要はない。（配偶者が所属する被用者年金制度（厚生年金または共済年金）が負担）

- * 1 平成16年度の賃金水準を基準として価格表示しています。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。
- * 2 65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する人は、国民年金の第2号被保険者となりません。
- * 3 毎年9月に0.354%ずつ段階的に引き上げ、最終的に18.3%で固定

2 公的年金の保険料

国民年金の被保険者（第1号被保険者）は、国民年金に毎月一定額(平成25年度は15,040円)の保険料を納めます。

厚生年金の被保険者は、毎月受け取る給与や賞与に基づいて、定められた保険料率(平成25年9月～26年8月は17.120%)を乗じた額を労使で折半負担します。厚生年金の保険料は、事業主が納付義務を負っており、事業主は従業員に支払う給与等から被保険者本人負担分を源泉控除して保険料を納めます。

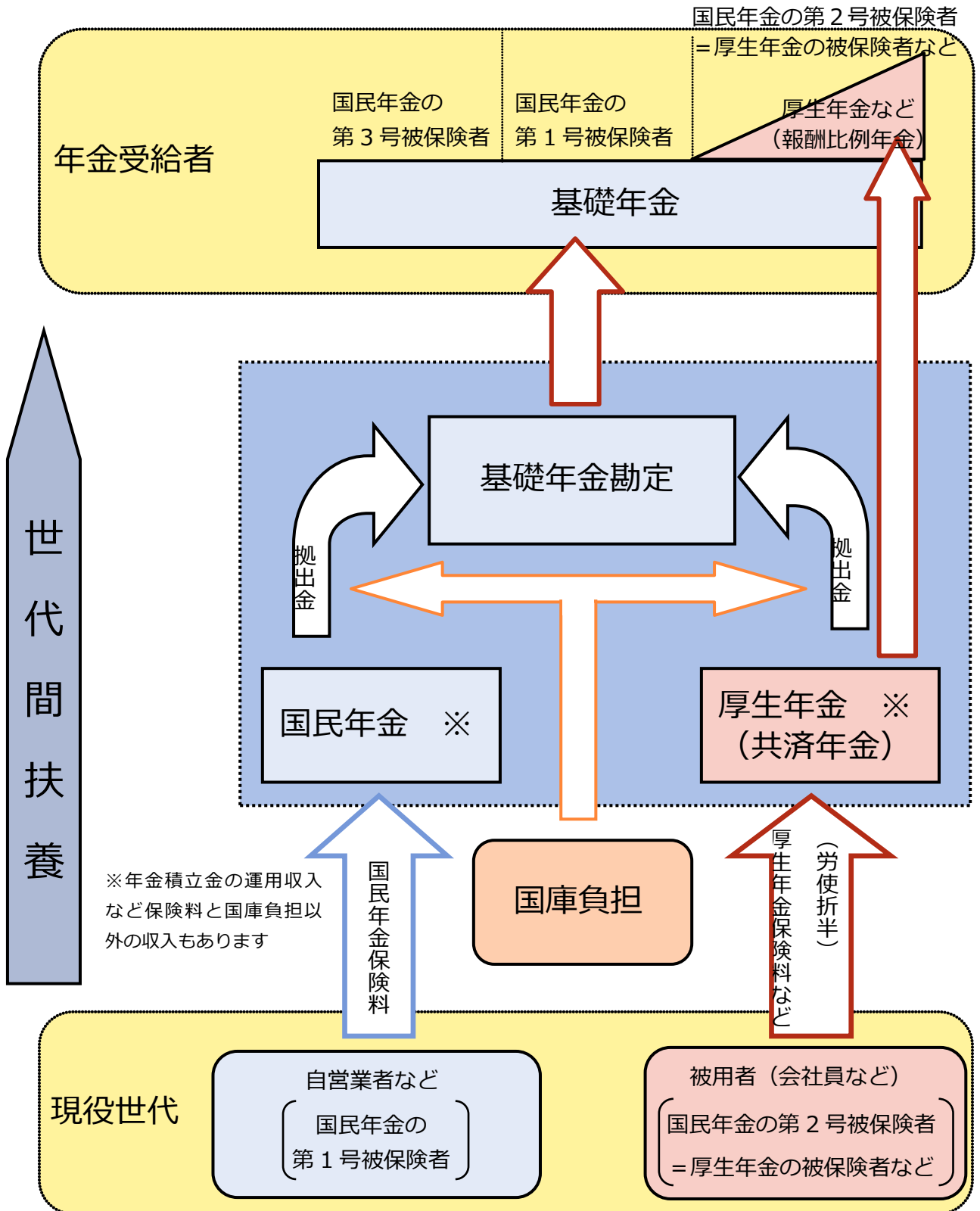
国民年金・厚生年金の保険料については、

平成16年の年金改正により、毎年段階的に引き上げられた後、平成29年度に上限（国民年金保険料額：16,900円(※) 厚生年金保険料率：18.3%)に達して、以後は固定されることになっています。

国民年金の第3号被保険者は、自ら保険料を納めません。その配偶者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものという認識に立っており、第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、配偶者が加入する制度からの拠出金で賄われます。

(※)平成16年度の賃金水準を基準とした価格表示

<図表3-1> 費用負担の仕組み



3 国民年金の保険料免除

国民年金の第1号被保険者の中には、さまざまな方々が含まれています。その中には、失業して所得のない方など、経済的な理由により一時的に保険料を納められない場合もあると考えられることから、国民年金では保険料免除などのきめ細かい仕組みを設けています（10年以内であれば追納が可能）。

保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請手続きをとることにより、保険料の全額・4分の3・2分の1または4分の1の納付が免除されます。

申請により保険料免除を受けると保険料の支払いは減額されますが、受け取れる老齢基礎年金額も減額になります。免除率と年金額の計算は次の通りです。

<平成21年3月以前の期間>

全額免除 = 3分の1、4分の3免除 = 2分の1、半額免除 = 3分の2、4分の1免除 = 6分の5

<平成21年4月以降の期間>

全額免除 = 2分の1、4分の3免除 = 8分の5、半額免除 = 4分の3、4分の1免除 = 8分の7

※免除された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

● 免除の対象となる所得の目安（平成25年度）

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

保険料の法定免除

次のような事由に該当する方は、届け出れば保険料が免除されます。

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている人
- ③ ハンセン病療養所等に入所している人

保険料の法定免除該当期間は、老齢基礎年金額の計算上、全額免除期間と同様に計算されます。また、免除された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。

さらに、学生には、「学生納付特例制度」が、30歳未満の第1号被保険者には、「若年者納付猶予制度」があります。いずれの納付猶予制度も、猶予期間は年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。

学生納付特例制度

家族の所得にかかわらず、学生〔学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および学校教育法に規定する各種学校その他の教育施設であって専修学校に準ずるものに在学する方〕本人の所得が一定以下（※）の場合に、在学中の保険料納付が猶予されます。猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 平成25年度の所得基準（申請者本人のみ）
118万円＋扶養家族等の数×38万円＋社会保険料控除等
家族の方の所得の多寡は問いません。

若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定以下（※）の場合に、保険料の納付が猶予されます（平成37年6月までの措置）。猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 平成25年度の所得基準（申請者本人と配偶者）
(扶養親族等の数＋1)×35万円＋22万円

4 国民年金保険料の後納制度

国民年金の保険料は、毎月納めることが原則ですが、保険料の未納期間について、過去2年分は、遡って納付することができます。しかし、2年を超える部分については、本人が希望しても、保険料を後から納めることはできません。

近年、低年金・無年金者の存在が課題となっており、平成23年度の制度改正によって、平成24年10月から3年間に限って、国民年金保険料を過去10年に遡って後納することが可能になりました。

後納制度

- ・対象保険料 : 2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料
(強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象)
- ・対象者 : 過去に未納期間のある人(受給権者を除く)
- ・対象期間 : 過去10年以内の未納期間
- ・保険料額 : 当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額
- ・実施期間 : 平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間

5 育休期間中の厚生年金保険料の免除等

次世代育成支援の観点から、育児休業を取得した被保険者に対して、厚生年金保険法上の特例措置を設けています。また、平成26年4月から、産休期間中についても、同様の措置が設けられます(詳細はP53)。

具体的内容

1. 育児休業等期間中の保険料免除

子どもが3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除されます。その期間については、保険料拠出を行った期間として、年金額が計算されます。

2. 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の変更の特例

育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日後の3カ月間の報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します。

3. 3歳未満の子の養育期間における従前標準報酬月額みなし措置

3歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額が、子を養育する前の標準報酬月額を下回る場合には、以前の標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、年金額が計算されます。

参考：厚生年金の標準報酬月額・保険料月額表

厚生年金の保険料は、原則として毎年4～6月の報酬を基礎として厚生労働大臣が決定した標準報酬月額を、その年の9月～翌年8月まで用いて計算します。

<図表3-1>

(単位：円)

標準報酬 月額等級	標準報酬 月額	報酬月額			保険料（月額）	
					H25.9～H26.8 (17.120%)	
					保険料額	自己負担額 (労使折半)
		円以上	～	円未満		
1	98,000		～	101,000	16777.60	8388.80
2	104,000	101,000	～	107,000	17804.80	8902.40
3	110,000	107,000	～	114,000	18832.00	9416.00
4	118,000	114,000	～	122,000	20201.60	10100.80
5	126,000	122,000	～	130,000	21571.20	10785.60
6	134,000	130,000	～	138,000	22940.80	11470.40
7	142,000	138,000	～	146,000	24310.40	12155.20
8	150,000	146,000	～	155,000	25680.00	12840.00
9	160,000	155,000	～	165,000	27392.00	13696.00
10	170,000	165,000	～	175,000	29104.00	14552.00
11	180,000	175,000	～	185,000	30816.00	15408.00
12	190,000	185,000	～	195,000	32528.00	16264.00
13	200,000	195,000	～	210,000	34240.00	17120.00
14	220,000	210,000	～	230,000	37664.00	18832.00
15	240,000	230,000	～	250,000	41088.00	20544.00
16	260,000	250,000	～	270,000	44512.00	22256.00
17	280,000	270,000	～	290,000	47936.00	23968.00
18	300,000	290,000	～	310,000	51360.00	25680.00
19	320,000	310,000	～	330,000	54784.00	27392.00
20	340,000	330,000	～	350,000	58208.00	29104.00
21	360,000	350,000	～	370,000	61632.00	30816.00
22	380,000	370,000	～	395,000	65056.00	32528.00
23	410,000	395,000	～	425,000	70192.00	35096.00
24	440,000	425,000	～	455,000	75328.00	37664.00
25	470,000	455,000	～	485,000	80464.00	40232.00
26	500,000	485,000	～	515,000	85600.00	42800.00
27	530,000	515,000	～	545,000	90736.00	45368.00
28	560,000	545,000	～	575,000	95872.00	47936.00
29	590,000	575,000	～	605,000	101008.00	50504.00
30	620,000	605,000	～		106144.00	53072.00

(注) 坑内員・船員の保険料率は17.192% また、賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額、1カ月当たり150万円が上限）に、保険料率を乗じた額となります。